

基本法第13条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）

（1）犯罪被害者等の要望に係る施策の③

**医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の
補償制度の創設**

【現行の施策の概要】

（参考）犯罪被害者等に着眼した補償制度については、所管していないが、一般的な医療費、介護費等については次のような制度がある。

① 医療保険制度について

- ・ すべての国民が何らかの公的医療保険制度に加入しており、疾病又は負傷の療養のため医療機関にかかった場合、かかった医療費の原則として3割の一部負担金の支払いにより、医療が受けられる。
なお、犯罪被害にあった場合の医療に係る患者の一部負担金については、一定の要件の下、「犯罪被害者等特別給付金の支給等に関する法律」に基づき、一部負担金相当額が支給される。

② 介護保険制度について

- ・ 加齢による病気等で介護や日常生活の支援が必要となった人について、その人が持つ心身の能力を活かし自立した日常生活を営めるように、介護サービスを保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に提供される。
- ・ 住宅改造費、車椅子等の給付については、被保険者が、要介護認定を受ければ、必要と認められる場合に、保険給付として住宅改造、車椅子等の貸与に係る費用が支給される。

③ 障害保健福祉制度について

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、支援費制度などに基づき、ホームヘルプサービスや入所施設などの福祉サービスを利用することができる。
- ・ 一定の要件を満たす身体障害者については、手すりの設置などの住宅改修を日常生活用具給付等事業において実施しているほか、車いす等についても補装具給付事業において給付している。

④ 年金制度について（障害年金、遺族年金）

- ・ 被保険者が犯罪被害により障害又は死亡に陥った場合、障害、死亡等による稼得能力の喪失又は減退を補てんすることを目的とする年金保険制度に基づき、原則として各種年金が給付される。

なお、公的年金制度は、老齢、障害、死亡による稼得能力の喪失又は減退に対して、保険料拠出に対応した給付を行う保険制度であり、障害又は死亡に陥った特別な事情（犯罪被害等）のみに着目して、保険料拠出を前提とせずに給付を行うことは予定されていない。

【今後の取組】

今国会に提出している障害者自立支援法案による障害保健福祉施策の見直しでは、これまでの障害種別ごとの施策体系を改めることとしており、身体障害、知的障害、精神障害のいずれかに該当すれば、必要な福祉サービスが受けられるような仕組みを構築。

(2) 犯罪被害者等の要望に係る施策の③

医療費の無料化

【現行の施策の概要】

医療保険制度について

- ・ 医療保険制度においては、医療保険が全ての被保険者の保険料等から成り立っていることから医療を受ける者と受けない者との負担のバランスを図り、また、患者のコスト意識を喚起するため、かかった医療費のうち患者の自己負担分として、一部負担金を求めることを原則としている。

犯罪被害にあった場合の患者の一部負担金については、一定の要件の下、「犯罪被害者等特別給付金の支給等に関する法律」に基づき、一部負担金相当額が支給されていると承知している。

(3) 犯罪被害者等の要望に係る施策の④

その他医療保険利用の利便性確保

【現行の施策の概要】

医療保険制度について

- ・ 個人情報保護法等により、医療機関、保険者は受診者の個人情報である受診情報を受診者本人の同意なく、会社等の第三者に提供することはできないこととされており、保険診療を受けたからといって会社等に受診の事実を知られることはない。
- ・ また、保険医療機関等において被保険者証を提示すれば、負傷の原因を問わず、保険診療を受診できることとなっている。

基本法第16条関係（居住の安定）

犯罪被害者等の要望に係る施策の②

犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や
介護が受けられる場所及び生活の建て直しを図るための中期的（3年
から5年程度）な居住環境の整備

【現行の施策の概要】

① 児童相談所の一時保護所

- ・ 児童福祉法に基づき、虐待、迷子、置去り、非行などの理由による児童の一時的保護を実施している。

② 婦人相談所の一時保護所

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者の一時保護を実施している。

基本法第17条関係（雇用の安定）

（1）犯罪被害者等の要望に係る施策の①

事業主等の理解の増進

【現行の施策の概要】

① 事業主指導の実施

- ・ 犯罪被害者等が母子家庭の母等である場合には、当該者を一定期間試行雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、当該者と求人事業主との相互理解を促進することを通じて、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業を実施。
- ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、事業主の求めに応じ、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施。

② 求職者に対する就職支援

- ・ 犯罪被害による様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた方に対し、公共職業安定所において求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を実施。

【今後の取組】

- ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げることを検討中。
- ・ 公共職業安定所職員に対する研修において犯罪被害者等への理解に資するテーマについて取り上げることを検討中。

(2) 犯罪被害者等の要望に係る施策の②

被害回復のための休暇制度の導入

【現行の施策の概要】

(参考) 被害回復のための休暇制度については、所管していないが、一般的な労働者の休暇制度については次のような制度がある。

年次有給休暇制度について

- ・ 労働基準法に基づき、年次有給休暇は 1 年間（初年度は 6 か月）の継続勤務と 1 年間（初年度は 6 か月）の出勤率が 8 割以上であることを要件に付与される。
- ・ 労働者が年次有給休暇をいかなる目的に利用するかは、その自由であるため、犯罪被害者である労働者が訴訟手続、治療等のために年次有給休暇を取得することも可能である。

労働者災害補償保険制度の概要

1 目 的

労災保険は労働者の業務災害及び通勤災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

2 適 用

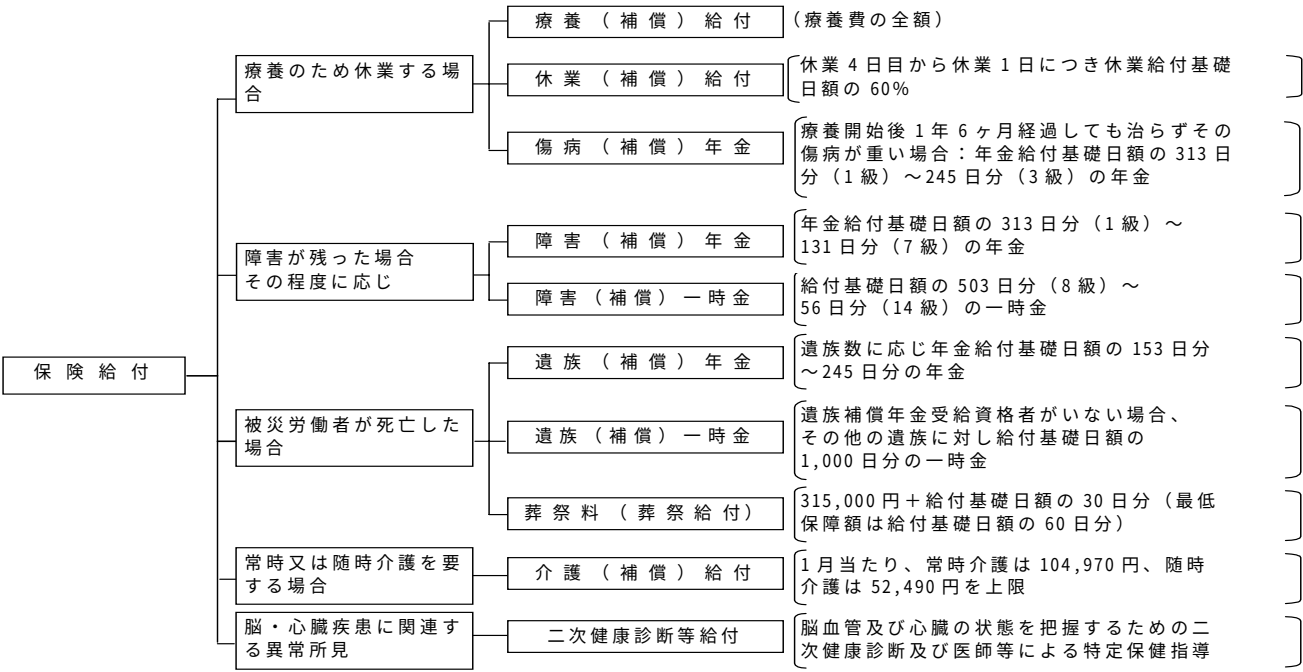
労働者を使用する全ての事業に適用される（国家公務員、地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）及び船員は適用除外）。

（参考）

イ 適用事業場数 約 263 万事業場 （平成 15 年度末）

ロ 適用労働者数 約 4,792 万人 （平成 15 年度末）

3 保険給付



4 費用の負担

労災保険の事業に要する費用は、原則として、事業主が負担する労災保険料によってまかなわれている。

血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業

1. 趣旨

H I V訴訟の和解に基づき、血友病の治療のための血液製剤によるH I V感染者又は二次・三次感染者であって、エイズを発症しているもののうち、裁判上の和解が成立した者について健康管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図る。

2. 事業の概要（平成8年度～）

(1) 実施主体

(財)友愛福祉財団が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に事務を委託して実施。

(2) 対象者

血液製剤によるH I V感染者又は二次・三次感染者であってエイズを発症している者のうち、裁判上の和解が成立したもの。

(3) 発症者健康管理手当

月額 150,000円

(4) 費用負担

企業6割、国4割

[健康管理支援事業のフローチャート]

